

福岡市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防（治療中断者への保健指導）業務委託仕様書

1 事業目的

重症化のリスクが高い糖尿病の治療中断者について、訪問等により医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施することで、被保険者の健康の保持増進、合併症の発症及び進行を防ぎ医療費の適正化を図る。

2 履行場所 福岡市保健医療局総務企画部保険医療課

3 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 対象者

レセプト分析を行い下記の基本抽出条件で抽出した糖尿病の治療中断者で、福岡市が受診勧奨通知を送付した人約300人。

【抽出条件】

- ① 過去に2型糖尿病の確定傷病名および糖尿病の治療薬の処方があった者
- ② 直近に糖尿病の治療が確認できない者
- ③ 年度末年齢40歳～74歳の者
- ④ 令和5年度または6年度の特定健診未受診者

(2) 実施対象人数

①訪問による保健指導 40人

受診勧奨通知送付者について、保健指導できた人数が40人になるまで訪問を実施。

②保健指導 約260人

①で不在の者や、40人に達したことにより訪問による保健指導ができなかった受診勧奨通知送付者について、電話等による保健指導を実施。

(3) 委託業務の範囲

①福岡市が別途実施する受診勧奨通知送付者300人からの問い合わせ対応
受診勧奨通知送付者名簿の外、必要な情報は市から提供する。

②保健指導の実施

・訪問による保健指導

受診勧奨通知送付者について、市と協議の上優先順位を決定し、アポなし訪問による保健指導を実施。保健指導できた人数が40人になるまで訪問を実施する。

保健指導できなかった場合は、本人による拒否等の申し出がない限り、追加で1回以上の訪問を行うこと。

ただし、40人に満たない場合でも、拒否等で市が事前に除外指示をした者以外の受診勧奨通知送付者全員に訪問を実施した場合は、訪問による保健指導完了とする。

・保健指導

訪問で不在の者や、保健指導できた人数が40人に達したことにより訪問による保健指導ができなかった受診勧奨通知送付者に対し、電話や面接等による保健指導を実施する。

・受診勧奨通知送付者名簿の外、必要な情報は市から提供する。

・通信費や交通費等の保健指導に必要な経費、保健指導の案内を作成・送付する場合はその費用も、委託料に含む。

③保健指導のプログラム作成

・プログラムには下記の内容を盛り込むこと。

糖尿病の受診、改善のための指導、眼科、歯科の定期検査受診の啓発を行う。

医療機関受診・未受診理由を確認する等、状況把握を行う。

生活環境、生活習慣等を把握し、ライフステージ等に応じた保健指導を行う。

継続支援希望者には電話や面接、訪問等による継続支援を実施する。

必要に応じて医師連絡を実施する。

④報告書の作成

・保健指導対象者ごとに、保健指導開始時から評価までの報告書を作成する。また、保健指導全体についても、プロセス及びアウトプット評価を行い、報告書を作成し、書面により提出する。報告書に記載する内容、様式及び提出時期については、保健指導プログラム作成時に市と協議して決定すること。

・報告を要する事案が発生した場合には、随時当該事案について報告書を提出すること。

⑤業務に関する打合せの実施及び報告

月1回程度、業務に関する打合せを実施し、進捗状況等を報告すること。打合せにおける協議事項については、議事概要について適宜書面により報告すること。

5 業務体制

(1) 人員配置等

本委託業務を適正に遂行できる人員を配置すること。重症化予防事業の経験を有する保健師又は看護師の資格を持つ者を配置し、直接又は保健指導従事者等を指揮監督して業務遂行にあたるなど、専門性を保持した体制とするよう努めなければならない。

(2) 保健指導実施者

保健指導実施者は保健師、看護師、管理栄養士の資格を有し、さらに訪問実施者については家庭訪問の経験がある者とする。保健指導の質を確保するため、常に専門技術及び知識の向上に努めなければならない。

保健指導実施者について、資格の種類や実務経験等を記載した名簿を提出すること。

6 契約締結後のスケジュール（予定）

令和6年	8月下旬～	勸奨通知送付（別途委託）後の受電対応
令和6年	9月～12月	訪問、保健指導
令和7年	3月末まで	事業報告書の提出

7 一括再委託等の禁止

受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

8 その他

(1) 本委託業務の履行にあたっては、市と十分協議すること。

(2) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

- (3) 本委託業務を行うにあたって、仕様書に定めのない事項またはこの業務に関して疑義が生じた場合は市と協議の上、決定すること。
- (4) 市が指示した名札を着用し、訪問による保健指導を行うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報をご正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。